

「文化的景観」の成立過程と 成果・課題に関する考察

岡田 哲也¹・篠原 修²

¹正会員 中央復建コンサルタンツ株式会社
(〒533-0033 大阪市東淀川区東中島4-11-10, E-mail:okada_t@cfk.co.jp)

²フェロー会員 工博 政策研究大学院大学
(〒106-8677 東京都港区六本木7-22-1, E-mail:shinohara@grips.ac.jp)

本研究は、文化的景観が成立した背景について整理し、文化的景観の成果と課題について考察するものである。文化的景観の概念・法制度・運用体制に着目し、なぜ現在の制度となったか、その理由を整理した。

また、文化的景観がもたらした成果と現在直面している問題点、今後展開していくための課題について述べた。

キーワード: 文化的景観, 文化財保護法, 法整備, 成立過程

1. 研究の目的

(1) 研究の目的

2004年文化財保護法が改正され、新しい文化財の概念として、「文化的景観」が追加された。

文化的景観は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は盛業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第2条）」と定義され、その法制度、運用体制については、「文部化学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（略）に規定する景観計画区域又は（略）景観地区内にある文化的景観であって、（略）当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているものうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる（同第134条）」と規定されている。

本研究の目的は、①なぜ文化的景観が現在の概念を定義し、現行の法制度となり、運用体制となったか、その成立過程を明らかにすること、②文化的景観がどのような成果をもたらし、現在どのような問題に直面しているか、今後を展開していくための課題は何かを検討すること、である。

(2) 既往研究と本研究の位置づけ

先行研究には、文化的景観の経済価値に着目した岩本ほかの研究¹⁾や地域のある文化的景観の特徴に着目して考察した本塚ほかの研究²⁾、景観に関する法律の成

立過程について述べた小林³⁾や中島⁴⁾の論考がある。また、雑誌等では文化庁関係者が文化的景観の制度の仕組みや事例について解説するもの⁵⁾が見られる。

一方で、本研究は文化的景観の概念・法制度・運用体制に着目し、第三者の立場で文化的景観の成立過程を体系立てて整理するものと位置づける。

(3) 用語の定義

本論で使用する「文化的景観」は、文化財保護法第2条に規定されている「文化的景観」だけではなく、世界遺産条約における「文化的景観」の定義も踏まえて議論する。

2. 文化的景観成立までの法整備

本章では、文化的景観が成立するまでに、景観・文化財・世界遺産についてどのような法整備がなされてきたかを、概念と法制度・運用体制の側面から整理する。

(1) 景観・文化財・世界遺産に係る法律の概念の変遷

a) 開発・保護両面からの法整備（1870年代～1970年代）

明治維新以降、我が国では、開発・保護両面からの法整備が行われた。1919年に制定された都市計画法を中心に都市化や産業の推進のための法整備が行われる一方で、古社寺保存法（1897年）や史蹟名勝天然記念物保存法（1919年）等、国レベルで学術的・芸術的価値等の高い文化財等を中心に保護が行われた。

終戦後は、経済成長を続ける中で、工業化・都市化が進み、農村における過疎化、公害の増大や自然の減少・歴史的町並みの減少が急速に進展していった。その中で農村地域では農業振興地域の整備に関する法律（1969年）等を中心として農業・農地の維持と振興を行い、自然地域は自然公園法（1957年）や自然環境保全法（1972年）などを中心として自然環境の保護を行ってきた。

b) 歴史的街並み保存への関心の高まり（1960年代）

1960年代には京都・奈良等の歴史的都市で歴史的街並み保存活動が盛んになり、1966年古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）が制定された。

c) 世界遺産条約の制定（1972年）

1972年に世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）が採択され、記念工作物、建造物群、遺跡が文化遺産として位置づけられた。

d) 伝統的建造物群保存地区の制定と景観条例の増加（1975年～1990年代）

1975年の文化財保護法の改正では、世界遺産条約の建造物群の概念やヨーロッパにおける町並み保存の制度を参考に、伝統的建造物群を新しい文化財の概念として追加し、有形文化財の単体保護から、文化財的価値を有する集合体をその環境を含めて一体的に保護する広域保護へと対象範囲を拡大した。

一方、広範囲な視点からは1972年の京都市市街地景観条例、1978年の神戸市都市景観条例等の景観条例によって規制が行われた。景観条例は1980年代以降増加し、1990年からは急速に増加した。

e) 世界遺産条約における文化的景観の導入（1992年）

1992年、ユネスコは文化遺産の登録基準を変更し、文化的景観の概念を導入した。文化的景観は「自然と人間との共同作品」と定義され、文化的景観の地域が有する自然の度合いや自然に対する人間の行為の影響の程度により、「意匠された景観」、「有機的に進化する景観」、「関係する景観」の3つの領域に区分された。この中の有機的に進化する景観に示された、「伝統的な生活様式と密接に結びつき、現代社会の中で活発な社会的役割を保ち、進化の過程が今なお進行中である継続中の景観」によって、伝統的な生活様式によって生まれた景観が明確に概念に定義づけられた。

f) 国内での棚田・里山への関心の高まり（1980年代～1990年代）

国内で景観条例やまちづくり条例などが制定される中で、農村地域では1995年に全国棚田連絡協議会が設立され、毎年1回棚田サミットが開かれるようになるなど、棚田・里山等の文化的景観への関心が高まった。

g) 景観法の制定（2004年）

2003年美しい国づくり政策大綱が制定された。大綱では行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ると宣言し、大綱による美しい国づくりのための施策展開に掲げられた「景観に関する基本法制の制定」を実現すべく、2004年国土交通省主管、農林水産省、環境省共管による景観法が設立された。

h) 文化的景観の保護（1990年代～2004年）

棚田や里山保護への活動が盛り上がる動きを受け、農林水産省では、生業振興の観点から様々な支援策が講じられるようになり、文部科学省、文化庁では農地などの土地利用に認められる文化的・歴史的価値を正當に評価し、それらを適切に保存するための施策の必要性が各種の審議会の提言に盛り込まれるようになった。⁶⁾

国内外の棚田・里山等の文化的景観保護の情勢を受け、文化庁は文化的景観の保護の調査研究に取り組み、そして、2004年文化財保護法の改正が行われ、人々の生活・生業・風土によって形成された景観地を保護するための文化的景観の概念が導入された。

(2) 景観・文化財に係る法律の法制度・運用体制の変遷

a) 風致地区・美観地区の指定による環境保護（1919年）

都市における景観保護策として1919年に都市計画法による風致地区が、また同年市街地建築物法による美観地区が導入され、美観地区内については建築物の構造、設備又は監視に必要な規定を設けることができることとなった。

b) 主務大臣による指定と現状凍結による保護制度（1919年）

文化財保護では、1919年史蹟名勝天然記念物保存法が導入され、主務大臣による史跡等の指定の制度が用いられた。

また、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為については地方長官の許可が必要とする制度とされた。

c) 都市における厳しい規制と都市計画との連携（1966年）

1966年古都保存法が創設された。対象は京都市、奈良市、鎌倉市その他の古都に限定されるが、都市計画に歴史的風土保存地区、同特別保存地区を定めることができ、地区内の行為については、届出制または許可制とする、現状凍結的な厳しい規制が行われた。

d) 地方への権限委譲（1968年）

1968年都市計画法が改正され、都市計画の決定権限が地方公共団体に委譲された。

e) 都市計画法との連携、市町村の申し出に基づき国が選定する保護体制（1975年）

1975年に文化財保護法が改正され、伝統的建造物群保存地区が導入された。地方自治体が都市計画に伝統的

活動が高まる中で古都保存法が制定され、1975年には伝統的建造物群保存地区制度が設立され、歴史的町並みの保存への関心がさらに高まった。

一方、1972年の京都市市街地景観条例、1978年の神戸市都市景観条例を皮切りに、1980年代以降景観条例が増加し、特に都市の全体景観又は広域景観を対象に景観の保全と創造を同等の目的とする現代的都市景観の形成を目指す条例が多く整備された。

そのような中、農村地域では1995年に全国棚田連絡協議会が設立され、毎年1回棚田サミットが開かれるようになるなど棚田や里山など農村部の景観の保存についても関心が高まり、棚田や里山など地域の文化を象徴する景観について法的な保護を行う必要がでてきたのである。

2つ目の理由は、既存の文化財保護法概念では、保護することができていない景観地があったことである。

我が国の法律は、文化を象徴する景観を全く評価してこなかったのではなく、和歌や俳句に詠まれ、文学作品にも登場する景勝地等を対象とした「名勝」など、自然そのものだけにとどまらず文化的要素も持ち合わせたものも対象として保護してきた。

しかし、史跡名勝天然記念物の定義や指定・選定基準は学術的・芸術的観点等から評価しているものであり、生活や生業など生活文化によって形成された点に着目したのではない。例えばにぎわいや猥雑さなどの要素は評価対象とならない。

また、伝統的建造物群は伝統的な「建造物」が「群」となって形成されている」ところに価値を見出しており、農山漁村等の景観地は対象とすることができない。

そこで、景観の文化的価値に着目して保護を行うことが検討されることとなったのである。

表 3-1 記念物・伝統的建造物群の定義（文化財保護法第2条）

種類	定義
記念物	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって <u>歴史上又は学術上価値の高いもの</u> 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって <u>芸術上又は観賞上価値の高いもの</u> 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって <u>学術上価値の高いもの</u>
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している <u>伝統的な建造物群</u> で価値の高いもの

3つ目の理由は、ユネスコによる世界遺産条約に文化的景観の概念が導入されたことである。

1972年のユネスコ総会において採択された世界遺産条約は、広く国際社会に認められた存在となっている。同条約の文化遺産に1992年文化的景観の概念が導入さ

れた。文化的景観は「自然と人間の共同作品」と定義され、人的介入度合いにより3つの領域に区分して定義づけられた。

表 3-2 文化的景観の定義（世界遺産条約履行のための作業指針）

<p>Cultural landscapes are cultural properties and represent the "combined works of nature and of man" designated in Article 1 of the Convention.</p> <p>(文化的景観は文化遺産であり、条約第1条に定める「自然と人間の共同作品」である。)</p>
--

表 3-3 文化的景観の類型（同指針）

領域	定義
意匠された景観	人間の意志によって設計され思想的に作り出された景観（庭園等）
有機的に進化する景観	進化の過程が過去のある時期に突然あるいは時代を超えて終始している残存景観（化石景観） <u>伝統的な生活様式と密接に結びつき</u> 、現代社会の中で活発な社会的役割を持ち、進化の過程が今なお進行中である継続中の景観（棚田等）
関連する景観	自然的要素の強力な宗教的、芸術的または文化的な関連性によって定義される景観（聖なる山等）

同類型には、「有機的に進化する景観」に「伝統的な生活様式と密接に結びつき、現代社会の中で活発な社会的役割を持ち、進化の過程が今なお進行中である継続中の景観」が定義され、伝統的な生活様式と密接に結びついた景観が保護対象として明確に位置づけられた。

これをきっかけとして、我が国においても伝統や文化性に着目した景観の保護について検討する動きが出てきた。

文化庁は、人々の生活・生業により生まれた棚田を名勝として指定したことはなかったため、世界遺産に文化的景観の概念が導入されフィリピンのコルディレラの棚田が登録されたことを受け、日本においても既存の枠組みの下で棚田を保護することができないかを模索することとなった。

文化庁の本中氏は、「文化財保護法における“文化的景観”導入の意味と今後の展望」の中で「既存の制度の下に指定した棚田をケース・スタディとして、文化財の観点から文化的景観の保護に対してどのような取組ができるのか、その場合の問題点は何なのか、一度試してみようということになりました。」と述べており、文化庁は既存の棚田で名勝に指定できるものを選び、1999年に江戸時代以降月見の名所として知られた長野県・姨捨について2001年に石川県・輪島で白米の千枚田を実際に名勝指定した。

しかし、「その他多くの棚田では文化的価値又は歴史的価値を具体的に証明できない場合が多く、広く文化的景観を保存活用していくためには、やはり新たな制度をつくる必要があるとの結論が導きだされ（本中氏）」、

文化財の分野から景観の価値評価を行うことが必要となったのである。

(2) 文化的景観の法制度の成立理由

文化的景観の保護は、景観法等を根拠とした土地利用規制を行うことを基本としている。この理由は概ね以下の3点に整理できる。

1つ目の理由は、文化財保護法で面的な土地利用規制を行うことができなかったことである。

これまでの史跡名勝天然記念物の保護においても土地利用規制は行っていた。しかし、対象となった土地の多くは人々が生活を営んでいる土地ではなく、また規制によって損害を被るものに対しては買い上げによる国有化によって補償を行っていた。また、伝統的建造物群の保存においては、市町村が都市計画に伝統的建造物群保存地区を定め、市町村の条例に基づいて主に「建造物の外観について」現状変更等の規制を行っていた。

一方で、文化的景観は人々の生活や生業に関わる景観という、土地利用のあり方と密接に関わっている景観を対象とするため、適切な土地利用が行われている必要がある。しかし、文化庁は「モノ」としての文化財を保護するという立場であり、文化財保護法で人々が生活する土地について面的な土地利用規制を行うことを目的とすることができなかった。

このため、景観法等によって面的な土地利用規制を行う法制度を検討する必要が出てきたのである。

2つ目の理由は、都市、農山漁村、森林等幅広い対象に規制を行うことができる景観法が成立したことである。

文化的景観は、人々の生活又は生業や風土により形成された景観地を対象としており、都市地域、農山漁村地域、森林地域等、幅広い対象を保護する必要があった。

一方で、良好な景観の形成が必要である地区であれば、都市計画区域、農業振興地域、自然環境保全地域などを横断して定めることができる景観法が成立し、景観地区や準景観地区を定め条例を制定することで建築物の形態意匠の制限等を行うことができることとなった。

このため、都市、農山漁村、森林等を幅広い対象に規制を行うことができる景観法をもとに規制を行う法制度を検討することとなったのである。

3つ目の理由は、伝統的建造物群保存地区での実績があったことである。

伝統的建造物群保存地区では、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定め、条例で保存のために必要な措置を定めるという保護を行うこととなった。

これは、文化庁がそれまで地区を面的に規制する手法をもっていなかったこと、伝統的建造物群保存制度が議員立法であり省庁間の連携がとりやすかったこと、都市

計画でも歴史的街並みについて保護しようという要請があったこと、土地の区画形質の変更にあたるため規制は都市計画が一貫性を持つべきだという議論があったこと等の理由により、都市計画に地区を定め保護を行うことが望ましいという判断が下されたためである。

この実績を参考に、文化的景観でも土地利用規制を行う景観法との連携が検討されることとなったのである。

(3) 文化的景観の運用体制の成立理由

文化的景観は、市町村が国に申し出、国は市町村の申し出に基づき重要文化的景観に選定するという運用体制をとっている。この理由は概ね以下の3点に整理できる。

1つ目の理由は、文化的景観が地域の実情にあわせて保護・運用する必要があったからである。

文化的景観は、地域における人々の生活または生業によって成立しているため、種類は多岐に及び、特性によって管理方法が異なる。このため国が一律の基準で指定するのではなく、地域の人々に身近な行政団体である都道府県または市町村による組織的、継続的な取組が必要不可欠であったのである。

2つ目の理由は、景観に関して市町村主体の行政が展開されていたからである。

表3-4に示すように、1960年代以降、景観・文化財に関する法律では、地方への権限委譲、住民参加、地方自治体が自ら街づくりに関与できるような法改正・新法設立がおこなわれた。

このため、文化的景観の保護に関しても、市町村の自主性を重視した保護の仕組みが検討されることとなったのである。

表3-4 地方分権・住民参加等を定めた法改正・新法

年次	法改正・新法	内容
1968年	新都市計画法	地方への権限委譲、住民参加
1975年	文化財保護法改正	伝統的建造物群保存制度（市町村の申し出により国が重要伝建地区に選定）
1980年	都市計画法改正	地区計画（市町村主体で地区に応じたきめ細かい規制を決定）
1992年	都市計画法改正	市町村マスタープラン導入
1998年	森林法改正	市民参加、市町村役割強化
1999年	地方分権一括法	国と地方の役割分担、地方分権の推進
1999年	文化財保護法改正	地方分権の推進

3つ目の理由は、伝統的建造物群保存地区での実績があったからである。

伝統的建造物群保存地区では、市町村が国に申し出、国は市町村の申し出に基づき、その価値が高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定するという市町村主体の保護体制をとっている。

伝統的建造物群保存地区制度の制定時に街並み保存は住民や市町村の意思を反映しながら保護を行うことが望ましいという判断が下されていたのである。

文化庁文化財部記念物課監修「日本の文化的景観」⁷⁾では、文化的景観の保護制度の検討の際には、「伝統的建造物群保存地区の制度のように、(略)二段階から成る保護の制度が考えられる。」と、伝統的建造物群保存地区での制度を肯定し、参照する可能性を示している。

この伝統的建造物群保存地区制度での実績を参考に、文化的景観でも地域が主体となった保護運用体制が検討されることとなったのである。

(4)まとめ

以上に述べたように、文化的景観は、概念、法制度、運用体制のそれぞれの理由により新しい生活環境の保護施策として成立した。

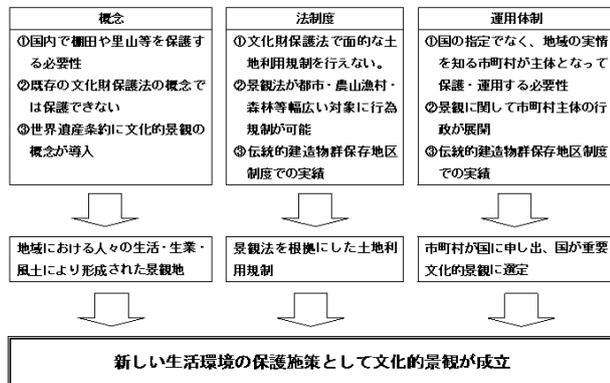


図3-1 文化的景観の成立理由(まとめ)

4. 文化的景観の成果と課題

本章では、文化的景観がもたらした成果と、現在抱えている問題点は何か、また文化的景観の今後の課題は何かを整理する。

(1)文化的景観の成果

文化的景観の成果は以下のように整理できる。

1つ目に、これまでの有形文化財・史跡名勝天然記念物・伝統的建造物群の制度で保護することができなかった、国レベルで学術的価値等がない、都市・農山漁村・森林等に存在する生活・生業に関する景観を保護する概念が確立し、また、世界遺産の文化的景観の基準と比較しても同レベルの概念が定義されたことである。

2つ目に、景観法に基づいた保護を行うことで、国の一律の基準で保護するのではなく、市町村が自分たちで何を保護対象とし、地域にふさわしい規制内容を考え決めることができる法制度が築かれたことである。

3つ目に、国が指定して保護するのではなく、市町村

自らが文化的景観の保存計画を策定した上で国に申し出、国が選定する策定・運用制度をとっていることで、市町村は自分たちの自主性が重んじられ、国は全国にたくさんある文化財の中から、保護に最適な文化財を選出することができる仕組みが築かれたことである。

4つ目に、文化的景観が成立し、景観の概念が拡充されたことで、市民にとって景観がさらに身近になり、地方や市民自らがその保護について考えるようになってきたことである。

そして5つ目に、形成された景観そのものだけでなく、景観を形成する人間の行為についてまで踏み込んで保護する法が築かれたことである。

このように、文化的景観の保護制度は、文化的景観そのものを保護することのみならず、地域固有の生活環境と伝統や生業の保護や存続について、地域が真剣に考えるきっかけとなるためのツールを提供する総合的な保全策であるといえる。

(2)文化的景観の問題点

一方で、文化的景観は問題も抱えている。ここでは3点指摘する。

1つ目に、文化的景観が保護されるまでに様々な調整が必要なことである。

重要文化的景観に選定されるまでには、①市町村が景観行政団体となり、②景観計画を策定して景観法の下に適切な保存策を講じた上で、③文化的景観保全計画を策定し、④国に申し出る、⑤国が重要文化的景観に選定する、というプロセスを経る。

このため、様々な上位計画や関連計画がある中で、新たに景観計画や文化的景観保存計画をどのように位置づけるかを検討する必要がある、また、文化財を扱う教育委員会と景観や都市計画を扱う都市計画課・まちづくり課での調整、市町村と都道府県との調整などが必要となる。実際に文化的景観が保護され、重要文化的景観が選定されるまでに時間がかかり、また煩雑な調整になる可能性がある。

2つ目に、市町村がやる気にならないと保護されないことである。

文化的景観は、市町村が保護策を講じた上で国に申し出、国が選定するという市町村主体の運用体制であるため、市町村がやる気にならないと保護されることなく消失する可能性がある。

3つ目に、生活・生業そのものの維持が難しいものがあることである。

史跡名勝天然記念物や伝統的建造物群保存地区では外観に表れる部分を凍結保存することで景観を保護していたが、文化的景観を保護するためには、外観としての景

観だけでなく、地域において営まれている生活・生業を維持する必要がある。

しかし、農林水産業などでは後継者不足等深刻な問題を抱えている地域も少なくなく、また産業の変化が進む中で、林業など、産業そのものが衰退しているものもあり、生産競争に勝ち残るために、昔からの伝統的な生産方法を変更し合理化を行う必要が出てくる可能性もある。

このように、文化的景観は、成立してから間もないこともあり抱えている問題も少なくはない。

(3) 文化的景観の課題

それでは文化的景観の課題は何か、それは実際に文化的景観の保護を増やし、文化的景観を活用していくことである。

文化的景観は地域の生活や生業により成り立っているものであり、文化的景観を保護することは、地域の生活や生業を存続・維持することに他ならない。したがって、景観そのものをどう保護していくかということに加え、市町村が地域における生活や生業をどのように存続・維持していくかという地域の農林水産業や地場産業の振興を考えるためのツールとして積極的に利用するようになることが最も重要な課題であると考えられる。

(4) 課題解決のための対応策

本項では、課題解決のための対応策を2つ提案する。

1つ目は、文化的景観を活用した地域活性化の研究である。

自治体や市民の文化的景観保護への取組意欲を高めるためには、文化的景観保護が地域の活性化に資するというを示すことが有効だと考えられる。

重要文化的景観に選定されている9地区（2008年8月現在）をはじめ、景観まちづくりなどで業績を上げている優良事例を参考として、地域活動の活性化や観光振興など、重要文化的景観を活用した地域経営手法についての研究を進める必要がある。

また、国がモデル地区を設定し、優良事例を戦略的に作っていくことも、全国市町村へのアピールとして必要だと考えられる。

2つ目は、景観法との一本化である。

景観法は「良好な景観の形成」が目的であり、「保護」の概念は規定されていない。しかし、文化性の高い景観を保護することは、地域の良好な景観の形成を進める面でも大きな意味を持ち、また、良好な景観を形成する際には地域の文化性にも着目すべきである。

現在は、景観法は国土交通省・環境省・農林水産省の共管であるが、文化庁も共管となり、文化的景観と景観法を一本化することで、景観行政に係る様々なレベルで

の調整等を円滑に進めることができると考えられる。

5. 本研究の成果と課題

以上述べてきたように、本研究では、景観・文化財・世界遺産に係る法律の変遷過程を概観し、概念・法制度・運用体制の各面から文化的景観の成立理由を整理した。

また、文化的景観の成果と問題点を示し、今後文化的景観を展開していくための課題と対応策について考察した。

しかしながら本研究では、文化的景観の課題を解決するための対応策については、概要を列挙するにとどまっている。今後は実効性のある課題解決策を検討する必要があると考えており、それらは今後の研究課題としたい。

参考文献

- 1) 岩本博幸・垣内恵美子・氏家清和：CVMを用いた伝統的建造物群保存地区の文化的景観の経済評価：高山市における事例研究，都市計画。別冊，都市計画論文集vol. 41，NO.2（20061025），pp.18-24，2006
- 2) 本塚智貴・山本新平・前田拓也・金谷真由・吉積崇悟・清原丈博・宮川智子・加村貴志・神吉紀世子：民家の特色から見た高野山東側集落に関する研究：高野山を拠点とする人材交流圏における文化的景観の特色，日本建築学会学術講演梗概集（関東），pp525-526，2006
- 3) 小林正：我が国の景観保全・形成法制，レファレンス2007.1，pp48-75，2007
- 4) 中島直人：景観法期の系譜と景観法，土木学会誌vol. 90，pp-28-29，2005
- 5) 季刊まちづくり11「特集：文化的景観って何だ」，学芸出版社，2006
- 6) 本中眞：文化財保護法における”文化的景観”導入の意味と今後の展望，第16回国際文化財保存修復研究会報告書，pp.15-42，独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センター，2005 を参考
- 7) 文化庁文化財部記念物課監修：日本の文化的景観，同成社，2005